

## 「5 廃棄物関係」について

### 5-2 廃棄物の帳簿関係

#### ① 記載事項(規則第八条の十八)

##### 運搬

- ア) 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- イ) 運搬年月日
- ウ) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- エ) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

##### 運搬の委託

- ア) 委託年月日
- イ) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
- ウ) 運搬先ごとの委託量

##### 処分

- ア) 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
- イ) 処分年月日
- ウ) 処分方法ごとの処分量
- エ) 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

##### 処分の委託

- ア) 委託年月日
- イ) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
- ウ) 受託者ごとの委託の内容及び委託量

### 5-5 保管

#### ④特別管理産業廃棄物保管基準(規則第八条の十三)

- ア) 周囲に囲いがあること
- イ) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること
  - ・縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること
  - ・特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨、保管する特別管理産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示したものであること
- ウ) 保管の場所から、特別管理産業廃棄物が飛散・流出していないこと
- エ) 保管の場所から、地下に浸透していないこと
- オ) 保管の場所から悪臭が発散していないこと
- カ) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- キ) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等必要な措置を講ずること
- ク) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、密封、梱包等により、高温にさらされないために必要な措置、腐食・飛散・腐敗防止のために必要な措置を講ずること

### 5-6 契約関係

#### ①委託契約書の内容(令第六条の二、規則第八条の四、規則第八条の四の二)

##### 運搬の委託

- ア) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- イ) 運搬の最終目的地の所在地
- ウ) 委託契約の有効期間
- エ) 委託者が受託者に支払う料金

- オ) 受託者が産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者である場合にはその事業の範囲
- カ) 受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- キ) カ)において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
- ク) 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
  - ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
  - ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ケ) 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- コ) 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- サ) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

#### 処分の委託

- ア) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- イ) 処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- ウ) 当該産業廃棄物に係る、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- エ) 委託契約の有効期間
- オ) 委託者が受託者に支払う料金
- カ) 受託者が産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合にはその事業の範囲
- キ) 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
  - ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
  - ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ク) 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ケ) 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- コ) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

#### **④マニフェストの記載事項(排出事業者)(規則第八条の二十一)**

- ア) 管理票の交付年月日及び交付番号
- イ) 氏名又は名称及び住所
- ウ) 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- エ) 管理票の交付を担当した者の氏名

- オ) 運搬又は処分を受託した者の住所
- カ) 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- キ) 産業廃棄物の荷姿
- ク) 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ケ) 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量